

令和7年秋季全国火災予防運動

実施期間：令和7年11月9日（日）～11月15日（土）

防火標語：『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』



（写真提供：一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会）

令和 7 年秋季火災予防運動

令和 7 年 11 月 9 日（日）から 15 日（土）までの 7 日間にわたり、令和 7 年秋季火災予防運動が全国的に実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。

運動期間中の推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進
- (4) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (8) 放火火災防止対策の推進



週間中の取組

火災予防運動では、期間中に掲げる重点目標に向けた取組として、「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント 4 つの習慣・6 つの対策」、「あぜ焼き・草焼きの注意喚起」及び「住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理」について積極的に広報し、住宅における防火安全対策を進めるとともに、事業所での防火安全対策やあぜ焼きなどからの火災を予防するための対策を推進します。

また、関係機関、関係団体、事業所、自治組織及び地域住民等とも連携し、それぞれの立場においてこの運動を積極的に展開し、火災及び災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

事業所の方へ



1 防火安全対策の徹底

事業所における火災は一般住宅と比べ、甚大な被害が予想されます。

『慣れ』や『油断』が火災を招くということを忘れずに、日頃から火災予防を心掛け、事業所を自分たちの手で守るために、次のことを徹底しましょう。

避難経路の管理



- ☐ 避難口、避難経路を事業所全体で周知する。
- ☐ 災害時の避難誘導の役割を分担しておく。
- ☐ 避難口、避難経路付近に物が置かれたままになっていないか。



火気・設備の管理



- ☐ 火気の手扱管理は徹底できているか。
- ☐ 危険物の管理状態は適切か（転落防止措置など）。
- ☐ 設備等の故障はないか。定期的な点検を実施しているか。



消防訓練



- ☐ 消防訓練を計画的に実施しているか。
- ☐ 日時、場所、内容等、事前の計画に沿って実施できているか。
- ☐ 通報訓練は適切に行えているか。
- ☐ 地震に対応した訓練を実施しているか。



消防用設備等点検



- ☐ 消防用設備等の周囲は整理されているか。
- ☐ 消防用設備等の取扱方法が周知されているか。
- ☐ 日々の点検及び、業者による点検を定期的に行っているか。



消防用設備等点検報告制度

点検の種類と期間

機器点検・・・6か月に1回

総合点検・・・1年に1回

点検防火対象物区分及び報告期間（消防署長への報告が義務）

- ・特定防火対象物 1年に1回（例）旅館、病院、社会福祉施設、飲食店、店舗など
- ・非特定防火対象物 3年に1回（例）工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など

点検資格者による点検が必要な防火対象物

延べ面積1,000平方メートル以上の防火対象物

地階又は3階以上の階に特定用途（旅館、病院、飲食店、店舗など）があり、かつ、階段が屋内に1つしかないもの（屋外階段等があれば対象外）

上記以外の防火対象物については、当該防火対象物の関係者が点検をすることができます。

報告を怠ると・・・罰則あり！

町内会・自治会の方へ

1 自主防災意識を高めるために

自分の生命や財産は自分で守る。

自分たちの地域は自分たちで守る。

これが自主防災の基本です。家庭内・町内会・自治会等で火災予防について考える機会を設け、いざという時にお互いが協力し、助け合う準備をしておきましょう。



2 放火火災に対する地域対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、住民一人一人が積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、地域一体となって放火火災に対する対応力を向上させる必要があります。地域全体の安心・安全な環境の確保に向けた日頃からの取組が大切です。

3 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の必要性

住宅用火災警報器の設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。各地域から住宅火災による被害をださないためにも、未設置世帯に対する設置の働きかけに、ご協力をお願いします。

また、火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなる恐れが高まります。10年を目安に交換しましょう！



4 寝たばこ注意！

住宅火災による死者数を発火源別に見たとき、最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこによる死者が多く発生しています。寝たばこ火災を防ぐために、次のことを守りましょう。

- ・ふとんの中で吸わないこと。
- ・灰皿には水を入れておくこと。
- ・消えたかどうか絶対確認をすること。



5 住宅防火 いのちを守る10のポイント

住宅火災による死者の半数以上は高齢者の方で、高齢化の進展に伴い、今後ますます増加するおそれがあります。

住宅火災による死者の発生防止対策として、「いのちを守る10のポイント 4つの習慣・6つの対策」について、各家庭、各地域に浸透するよう、ご協力をお願いします。

6 あぜ焼き・草焼きからの火災予防

あぜ焼き・草焼きの火が山林に延焼し山火事や、住宅に延焼することがあります。また、高齢者が一人であぜ焼きを行っていたところ、火災が大きくなり死亡するといったケースも発生しています。

あぜ焼き、草焼きの火災は、火入れしている人たちの慣れや慢心が一番の発生原因だと言えます。あぜ焼きなどをされる場合は、風の状態や周囲の状況などに十分注意し、火災を出さないようにしましょう！

住宅防火 いのちを守る 10 のポイント

4つの習慣



6つの対策



死者の発生した住宅火災の主な原因は、**たばこ、ストーブ、こんろ**です。
これらの火災を起こさないために「4つの習慣・6つの対策」を心がけましょう。



火災から身を守るためのポイント



1 火を出さない

火災を未然に防止するためには、**安全装置**が付いた調理器具や暖房器具を使用することが有効です。

2 早く知る

火災を早期に発見するために、寝室や台所に**住宅用火災警報器**を取り付けておけば、火災をいち早く発見し、就寝中でも警報音等で火災の発生を知ることができます。

3 火を広げない

火災の拡大を防止するためには、着火物となるカーテンや寝具類などに燃えにくい**防災品**を使用することが有効です。

4 早く消す

火災を初期の段階で早く消すためには、**住宅用消火器**や**エアゾール式簡易消火具**、さらに火災による熱を感知して自動的に放水する**住宅用スプリンクラー設備**などを設置すると効果的です。

住宅用防災機器等の設置例



【管内全域】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
ワッペンの着用	期間中	管内全域	職員は期間中に「火災予防運動実施中」のワッペンを着用する。	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
各種広報媒体の活用・のぼり旗の掲出	期間中	管内全域	広報誌・各旬刊紙により広報するとともに、立看板・のぼり旗の掲出により火災予防運動の周知を図る	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
パンフレットの配布	期間中	管内全域	西脇市・加西市・加東市・多可町各区長、各消防団幹部へ配布	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
防火ポスターの配布・掲示依頼	期間中	管内全域	防火ポスターの掲示依頼	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
防火対象物及び危険物施設の立入検査	期間中	管内全域	防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理及び危険物の貯蔵・取扱い基準の点検の実施	西脇消防署 加西消防署 加東消防署
防火広報啓発パトロールの実施	10月1日(水) ～ 11月30日(日)	管内全域	広報音声での市民への呼びかけ	西脇消防署 加西消防署 加東消防署

【西脇市・多可町】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
パンフレットの配布	期間中	西脇市・多可町	西脇市各区長・多可町各区長 西脇市消防団幹部・多可町消防団幹部へ配布	西脇消防署
防火ポスターの配布・掲示依頼	期間中	西脇市・多可町 公共施設 防火協会加盟事務所	防火ポスターの掲示依頼	西脇消防署
文字広報	期間中	多可町内	文字放送により多可町の住民及び事業所へ向けた推進内容等に関する広報活動	多可町役場 たかテレビ局
防災行政無線 消防車両による広報活動	期間中	西脇消防署	防災行政無線、車両パトロール等にて火災予防運動の広報活動	西脇消防署 各出張所 西脇市役所 多可町役場
ワッペンの着用 のぼり旗・懸垂幕・ 立看板の設置	期間中	西脇消防署 各出張所	ワッペン・のぼり旗・懸垂幕 立看板による広報活動	西脇消防署 各出張所
住宅用火災警報器 設置率調査	11月中	西脇市・多可町	訪問調査を実施し、未設置世帯に対する設置の働きかけ、維持管理及び交換に対する広報活動	西脇消防署
住宅防火対策推進 キャンペーン	10月5日(日) ※実施済み	みらフェス (西脇市茜が丘複 合施設Miraie)	イベント会場での住宅用火災警報器の維持管理に関する広報活動	西脇消防署

住宅防火対策推進 キャンペーン	※実施済み	多可町ふれあい祭り (ガルテン八千代)	イベント会場での住宅用火災 警報器の維持管理に関する 広報活動	西脇消防署
住宅防火対策推進 キャンペーン	11月22日(土)	いきいきふれ愛祭り (西脇市市民交流 施設オリナス)	イベント会場での住宅用火災 警報器の維持管理に関する 広報活動	西脇消防署 西脇多可婦人 防火クラブ

【加西市】

実施事項	期間	実施場所	実施内容	実施機関
防火ポスターの配布	期間中	市内事業所	火災予防運動の周知徹底を図る ため、防火ポスターを配布	加西消防署 加西市防火協 会
各種広報媒体の活用 立看板の掲出	期間中	加西消防署 南出張所 北出張所	各旬刊紙・市広報・広報車両に よる火災予防の呼びかけを実施 するとともに、立看板の掲出によ り運動の周知徹底を図る	加西消防署 加西市防火協 会 加西市消防団
ワッペンを着用	期間中	加西消防署 南出張所 北出張所	職員は期間中「火災予防運動実 施中」のワッペンを着用する。	加西消防署
防火対象物及び危険物施設の 立入検査	期間中	加西市内	防火対象物及び危険物施設の 立入検査を実施し、消防用設備 等の維持管理及び危険物の貯 蔵・取扱い基準の点検を実施	加西消防署 関係施設
事業所等における防火訓練 等の指導	期間中	加西市内	市内事業所等に対し防火講習 会、消火・避難訓練等の指導を 行い、火災予防の周知を図る	加西消防署 関係施設
消防水利の点検	期間中	加西市内	防火水槽・消火栓点検の実施	加西消防署 加西市消防団
じば産物産展	※実施済み	フラワーセンター	住宅用防災機器の普及活動の 実施	加西消防署 加西市少年婦 人防火委員会
第28回自衛消防実戦競技大会	※実施済み	加西消防署	自衛消防組織の資質向上及び 消防設備の取扱い技術の習得 を図るとともに防火意識の高揚 を図る	加西市防火協会 加西消防署 協会会員事業所 官公庁
kasai防災フェスティバル	※実施済み	soraかさい (鶉野飛行場跡地)	防災について学習・体験できる 複合イベントの実施	加西消防署 北播磨県民局 加西市役所 加西市消防団
消防団による防火広報 宣伝活動の実施	※実施済み	加西市内	消防団の消防車両で市内防火 宣伝パレードを実施し、火災予 防を呼びかける。	加西市消防団
少年消防クラブ員による校 内防火広報	期間中	市内小・中学校	少年消防クラブ員から校内放送 を通じ、防火意識の高揚を図る	市内小・中学校 加西市少年婦 人防火委員会
住宅用火災警報器 設置状況等調査	期間中	加西市内	戸別訪問調査の実施	加西消防署

【加東市】

実施事項	期間中	実施場所	実施内容	実施機関
------	-----	------	------	------

予防査察	期間中	市内事業所	防火対象物に対する査察の実施	加東消防署
危険物施設立入検査	期間中	市内事業所	危険物製造所に対する査察の実施	加東消防署
加東市ケーブルテレビ放映による広報	期間中	加東市ケーブルテレビ	放映による住警器の点検・交換及び火災予防運動の注意喚起	加東消防署 加東市まちづくり創造情報
防火ポスター展	11月4日～ 11月10日	社ショッピングパークBio	小中学生の防火ポスターを展示することで防火・防災思想の高揚を図る	加東消防署
自衛消防競技大会	11月14日	加東消防署訓練場	市内事業所の自衛消防隊による消火器及び屋内消火栓競技	加東消防署 加東防火安全協会
三世代交流消防体験教室	※実施済み	加東消防署	三世代の親子で各種体験型イベントに参加することで防火意識の普及を図る	加東消防署 加東市婦人会